主 本件控訴を棄却する。 訴訟費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴代理人は控訴の趣旨として原判決を取消す。別紙目録記載の物件(原判決物件目録記載を引用する)は控訴人の所有に属することを確認する。被控訴人は控訴人に対し右物件を引渡せ。右物件を引渡すことができぬときは被控訴人は控訴人に対し金三十七万五千円を支払え。訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする旨の判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張及び証拠関係は当審で、控訴代理人において甲第九、一〇号証を提出し、証人A、B、C及び控訴人D本人の尋問を求め、検証の結果を援用し、乙第五号証の一は原本の存在及び成立を認め、乙第五号証の二は不知但し調書の部分は原本の存在を認むと述べ、被控訴代理人において乙第五号証の一、二を提出し、証人E、F、G及び被控訴人H本人の尋問を求め、甲第九、一〇号証はその成立を認めた外原判決に記載した通りであるからここにこれを引用する。

〈要旨第一〉ところで被控訴人は右差押が無効である旨抗弁するのでこの点について考えてみるに民事訴訟法第五六六条〈/要旨第一〉第二項によれば執行吏が債務者に茅押物件の保管をまかせる場合は封印その他の方法でその差押を明白にしたときに限つて差押の効力を生ずることになつているがかように差押を明白にするのはただ差押の事実を確保するだけでなく一般取引の安全を保護し第三者が不測の損害を被らないことを目的としたものであることは明かである。従てその差押の表示は何人にも見易い箇所に又何人がみてもその物が差押物であることを知るに足る方法でなされるければその差押は要件を欠き無効であると言わればならぬ。

然るに原審証人L、Mの各証言、原審及び当審証人A、G、Fの各証言。 人Eの証言、原審及び当審における被控訴人本人訊問の結果を綜合すれば前示差押 のなされた当日本件物件の置いてあつた出雲工作所ではM、F、 G等の大工七、八 名が本件物件の加工に従事していたこと、債務者」は債権者代理人たる控訴人及び 執行吏Aに対し世間態が悪いから本件物件の差押は大工その他に気付かれないよう に内密に施行するよう懇願したので控訴人及びA執行吏もこれを了承し昼休み時に 何人にも気付かれないように本件物件の点検及び差押手続をなし広い出雲工作所の 建物の諸所に置かれていた七百本以上の本件木材の数多の山に対し僅かに前示公示 書たる小紙片四枚を〈要旨第二〉人目につかぬように貼つた上本件物件をJの保管に 任したことを認めることができる。右のように山積されく/要旨第二>た木材に対し差押を明白にするには少くともその木材の山に対し縄張その他の方法を施してそれが 一括されていることを示した上その諸所に前示の如き公示書を貼るか又は相当の大きさの立札をして第三者において一見してその木材の山が一括して差押の対象となっていることを認識し得るようにすることを要し情を知らぬ第三者において差押物 件であることを知り得ぬ程度の方法を施してもそれは差押の要件を充足したものと は言い得ないであろう。現に前顕各証言等によれば当日出雲工作所で働いていた前 示大工等並に右工作所の構内に居住し当日は終日在宅していたL等は全く本件物件 の差押並に右公示書の存在に気付かなかつたのみならず右差押の翌日たる七月 日被控訴人がJ及びMその他数名の大工と共に本件木材を一々点検しこれに被控訴 人商店の商号スタンプを押した際にも被控訴人及び右大工等は右公示書の存在に気

付かなかつたことを認めることができるからA執行吏が本件物件の差押に当り施した前示差押の表示は本件物件の差押の事実を明白にするための公示方法としては全く不十分であつたものと言うべく本件物件の差押は民事訴訟法第五六六条第二項に違反し当然無効であると解するを相当とする。されば右差押が有効なることを前提としてなされた本件物件の競売手続は当然無効であつて右競売により控訴人は本件物件の所有権を取得するわけではない。そうすると控訴人がその主張の競売手続により本件物件の所有権を取得したことを前提とする控訴人の本件請求はその余の点について判断するまでもなく失当として棄却を免れず、これと同旨に出た原判決は相当であるから民事訴訟法第三八四条第一項を適用し本件控訴を棄却することとし担訴費用の負担について同法第八九条を適用し主文の通わ判決する。(裁判長裁判官 平井林 裁判官 藤間忠顕 裁判官 石見勝四)